

の法律の概要について
弁護士の影響博康氏か
ら解説がありました。
第5回から第7回は、
マイナンバー法の社会
保障関連を中心とし
た、注意点などを社会
保険労務士の視点から
解説いたします。

されます。ここでご注
意いただきたいのは、
国籍は関係ない点と、
住民票の所在地に簡易
書留で届く点です。平
成24年7月から、外国
籍でも3カ月を超えて
在留する中長期在留者
には住民票が作成され

外国籍も対象者
マイナンバーは、今年10月から住民票の

ある人全員に付番され、住民票の住所地に
また、実際の住所と
住民票の所在地が異なる場合、通知が届かな
る場合、世帯ごとにまとめて、

いケースなどが考えられます。さらに、簡易書留は、1回目の配達日から7日以内に受け取れない場合は差出人へ戻されてしまいます

社会保障、②税、③災害対策の3つの分野のみとなっています。そのうち、①の社会保障分野で一般企業に関連する事務においてマイ

康保険・厚生年金保険などの社会保障については1年遅れの平成29年1月から開始予定で（国民健康保険組合は原則通り）。そうす

ると、一般企業において、3分野のうち最も早くマイナンバーを収集する機会が来るのは、②の税分野における平成27年の年末調整

でしょう（従業員から

ので、不在がちな場合には注意が必要です。今
のうちに従業員へのマ
イナバーの受け取り
方法の案内を始めてお
金・雇用保険な
ンバーを利用
できるのは、健
康保険・厚生年
金保険・国民年
金・雇用保険な

年末調整が 収集の機会

次に、マイナンバーの利用開始は原則平成28年1月1日からですが、健康

平成27年10月付番

平成28年1月 平成29年1月

雇用保険・国民健康保険組合利用開始

健康保険・厚生年金保険利用開始

税分野利用開始

マイナンバーの通知
平成27年10月～12月

でしょう（従業員から「平成28年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の回収が行われるため）。

利用目的は
まとめて提示

さて、マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法に基づいて、利用目的を本人に

通知または公表する必要と、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ本人に對してその利用目的を明示する必要があるります。

そうすると、②の税

分野で集めたマイナ
バーを①の社会保

野でそのまま使用すると、利用目的が異なるため、利用目的の変更をしなければなりません。しかし、それでは二度手間となってしまいます。

マイナンバー取得時に、複数の利用目的をまとめて明示することが可能なので、最初に

取得する時に雇用保険
AN通知と併せて、利
や健康保険の事務な
用目的を記載した書類
ど、社内で利用する事
を ご家族にも提示する
務を洗い出し、まとめ
などの配慮が必要で
て明示することによっ
す。今年の年末調整の
て効率的に収集するこ
ご案内とあわせて、マ
とができます。通知な
イナバーの利用目的
どは従業員に扶養され
の通知などを行いまし
ているご家族への通知
よう。

も必要ですので、就業（特定社会保険労務士規則への明記や社内L・小林元子）